

老高発 0324 第 2 号
老認発 0324 第 2 号
老老発 0324 第 2 号
令和 3 年 3 月 24 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のための
サポートガイド等について

新型コロナウイルス感染症の蔓延が懸念されている状況下においては、介護施設等の職員は、自身が感染するおそれや、自身が媒介となり利用者や家族が感染するおそれを常に意識しながら業務を行っている。また、感染事例が発生した場合等には、平時とは違う心身の負荷がかかり、感染のリスクが高い者として社会的な偏見・差別を受ける可能性がある。

このため、平時からの感染対策や感染事例が発生した場合等において介護施設等の職員に生じる心身の負荷に対する支援を行うことを目的として、新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイドをとりまとめ、厚生労働省のホームページに掲載したので、御了知の上、管内各市町村及び関係団体等に周知されたい。

なお、サポートガイドの概要版として、メンタルヘルスの不調の内容や管理者・職員自身ができるケアについて簡潔に記載したリーフレットを別添のとおり作成しており、周知にあたっては本リーフレットも活用されたい。

【掲載場所】（介護施設等の職員のためのサポートガイドなど）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

① 目的

介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス蔓延下、緊急事態宣言下であっても、適切な感染防止対策を行った上でのサービス継続が求められる。また特に介護職員は、基礎教育過程において感染予防のための標準予防策を必ずしも学習しておらず、感染対策に関する不安や疑問を抱えて業務にあたっており、その他の職員も含め、精神的にも多大な負荷を負っている。本事業では、介護現場における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、事業者や介護従事者への各種支援を行う。

② 事業内容

- (1) 介護事業所の感染防止対策のための相談・支援事業（民間事業者に対する補助金10/10）
- (2) 介護施設及び介護事業所における感染症対策力向上事業（民間事業者に対する委託費）
- (3) 介護サービスの類型に応じた業務継続計画(BCP)作成支援事業（民間事業者に対する委託費）
- (4) 新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイドの作成・こころの相談事業（相談事業：民間事業者に対する補助金10/10、それ以外：民間事業者に対する委託費）**

③ 事業イメージ

(1) 現場で感じた疑問等を随時相談できる窓口の設置

○気軽に質問できる感染対策相談窓口の設置
・事業所や職員からの質問に自動で回答する体制の整備

○専門家による相談支援
・事業所や職員、介護関係団体では解決できない内容について、感染対策の専門家による相談対応ができる体制を整備

【回答】

【質問】

(3) 事業継続計画(BCP)の策定支援

- 【BCP遂行】
- ガイドラインの作成
 - ・有識者によるサービス類型（入所系、訪問系、通所系）に応じたガイドラインの作成
 - 指導者養成研修会の開催
 - ・事業所におけるBCP策定促進につなげるよう研修プログラムを作成し指導者養成研修会を開催

【事業継続】

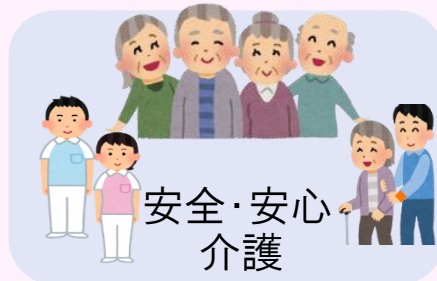
(2) 感染対策のマニュアルの提供と専門家による研修等

- 感染対策に関するマニュアルの作成
 - ・学識者、介護現場の意見、既存資料も活用して作成
- 研修の実施
 - ・マニュアルに基づいた研修プログラムを作成し研修を実施
 - ・感染症専門家が施設・事業所に赴き実地での研修を実施

【実地研修】

(4) メンタルヘルス支援

- セルフケアのためのサポートガイド作成
 - ・メンタルヘルス改善に積極的に取り組む事業所等の好事例を盛り込んだサポートガイドを作成し周知・広報
- 専門家による相談支援
 - ・職員の尊厳を重視し、事業所等で対応できない事例への専門家による相談窓口を設置
 - ・医療機関等との連携体制を整備



新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイドについて

- 新型コロナウイルス感染症の蔓延が懸念されている状況下においては、介護施設等の職員は自身が感染するおそれや、自身が媒介となり利用者や家族が感染するおそれを常に意識しながら業務を行っている。また、感染事例が発生した場合等には、平時とは違う心身の負荷がかかり、感染のリスクが高い者として社会的な偏見・差別を受ける可能性がある。
- 平時からの感染対策や感染事例が発生した場合等において介護施設等の職員に生じる心身の負荷に対する支援を行うことを目的として、新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイドを作成。

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

(令和3年3月24日作成。必要に応じて更新予定。)

新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド

❖ ポイント

- ✓ 介護施設・事業所におけるメンタルヘルスに関する基礎知識から新型コロナウイルス感染症下での対応など、メンタルヘルスカケアを推進する上でのポイントをサポートガイドとして整理。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症下での介護施設・事業所の職員が持っている不安やストレスの状況やその対応事例、またそれに関するアンケート調査結果を掲載。

❖ 主な内容

- ・メンタルヘルスの不調
- ・メンタルヘルスカケアの進め方
- ・メンタルヘルスカケアを推進するにあたっての留意事項
- ・新型コロナウイルス感染症下でのメンタルヘルス対応
- ・メンタルヘルスに関する法律
- ・メンタルヘルスの対応事例

リーフレット

- ✓ サポートガイドの概要版として、メンタルヘルスの不調や管理者、職員自身ができるケアについて簡潔に掲載

新型コロナウイルス感染症に対応する 介護施設等の職員のための サポートガイド

(第1版)



厚生労働省 令和3年3月

新型コロナウイルス感染症に対応する 介護施設・事業所の 職員の方を 支援するために

介護の現場で活動している方には、そこで働く職員一人一人が、ご自身の心と体も大切にしてください。お互いのメンタルヘルスに配慮をすることがとても大切です。職員のメンタルヘルスを支える上で、事業者の役割はとて重要で、職員の皆さんのメンタルヘルスが良好に保たれることにより、職員やサービス利用者の働きやすさ、サービスの質、業務上の安全の向上が期待できます。最新のコロナ対策と並行して適切なメンタルヘルスカケアの提供が基本です。職員のメンタルヘルスは事業所の姿勢や心が大きく影響します。特に、新型コロナウイルス感染症という新たな脅威が周囲に広がっている現状、1日理者が職員の心身の健康や安全に対する関心の高まりが期待されています。また、その関心を高めることにより職員のメンタルヘルスの向上が期待されます。ぜひ、このリーフレットを、手が届く場所に、職員のメンタルヘルスを支えることに活用をお願いします。

